

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月24日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	熊本県
3. 市区町村名	熊本市
4. 届出番号	10
5. 独自利用事務の事例番号	94-3
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=6106

執行機関名 熊本市長

介護サービス等の給付に関する事務(介護用品支給に関する事務、日常生活用具の給付に関する事務、住宅改造等費用助成に関する事務、移動支援に関する事務等(介護保険法に基づく市町村特別給付及び地域支援事業を含む。))

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	在宅の高齢者に対する住宅の改造に係る経費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第5項 在宅の高齢者に対する住宅の改造に係る経費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法(平成9年法律第123号) 第1条	熊本市高齢者及び障害者住宅改造費助成事業の実施に関する規則(平成28年規則第62号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、 <u>加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等</u> について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の <u>保健医療の向上及び福祉の増進</u> を図ることを目的とする。	第1条 この規則は、在宅の高齢者及び障害者(以下「高齢者等」という。)が居宅において安全かつ快適な生活ができるよう、高齢者等の住宅の改造に係る経費(以下「住宅改造費」という。)を助成する住宅改造費助成事業を実施するために必要な事項を定めることにより、当該高齢者等の自立の促進、寝たきりの防止及び介護者の負担の軽減を図り、もって健康の保持及び福祉の増進に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		熊本市高齢者及び障害者住宅改造費助成事業の実施に関する規則(平成28年規則第62号) 熊本市高齢者及び障がい者住宅改造費助成事業実施要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 4 号	熊本市高齢者及び障害者住宅改造費助成事業の実施に関する規則第4条第1項
②事務の内容	介護保険法第五十一条第一項の高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	高齢者に係る住宅改造費の経費の助成の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 4 号 イ	熊本市高齢者及び障がい者住宅改造費助成事業実施要綱第8条第3号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報	当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 4 号 ロ	熊本市高齢者及び障がい者住宅改造費助成事業実施要綱第8条第4号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
備考		